

外国人技能実習制度（団体監理型）について

作業所で受入れる際に確認する事

必要書類

- 外国人技能実習生建設現場入場許可申請書（受入れ団体ごとの書式）添付1を確認。
- 同上に記載の添付書類を確認。

※添付書類

- JITCO の例：①パスポート添付2 ②在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）添付3
- ③実習実施機関概要書添付4 ④申請人名簿（技能実習1号又は2号の名簿）
- ⑤監理団体概要書添付5 ⑥実習実施機関と技能実習生との雇用契約書及び雇用条件書（労働条件通知書）
- ⑦保険契約（民間の傷害保険等）を証明する物 以上7件

- 日本人同様に、協力会社提出書類・グリーンファイル一式を提出させる。

作業所等で確認する内容

- 外国人技能実習生建設現場入場許可申請書で以下2点を確認。
 - 1-1) 受入れ企業の技能実習指導員が現場常駐（※※企業の実習生受け入れ可能人数は下表参照）
 - 1-2) 日本語能力が現場での安全確保に十分か（立入禁止など主要な安全指示や看板の理解）
- 在留カードおよび旅券（パスポート）で以下2点を確認。
 - 2-1) 在留資格の内容の確認（就労制限の内容が技能実習に合致しているか）
 - 2-2) 実習期限内か（最長3年）

例）「技能実習1号イ/ロ」（1年目）、「技能実習2号イ/ロ」（2・3年目）

確認事項

- 技能実習生受入可能人数

実習生受入会社の常勤職員総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
1人～50人	3人

例）常勤職員1～50名、毎年技能実習生3名ずつ受入れの場合、一時期の上限9名

年度	第一期生	第二期生	第三期生	第四期生	人数合計
一年目	技能実習1号 3名	(未受入れ)	(未受入れ)	(未受入れ)	3名
二年目	技能実習1号から2号に 3名	技能実習1号 3名	(未受入れ)	(未受入れ)	6名
三年目	技能実習2号 3名	技能実習1号から2号に 3名	技能実習1号 3名	(未受入れ)	9名
四年目	帰国	技能実習2号 3名	技能実習1号から2号に 3名	技能実習1号 3名	9名